

## まちづくり市民会議 第3小委員会議事録②

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| ■日 時 | 2007年10月17日（水） 午後6時30分～午後8時30分                                    |
| ■場 所 | 太田市役所 10階 政策推進会議室                                                 |
| ■出席者 | 委員6名 相沢委員長、福島副委員長、浦野、高橋、田部、早川<br>市2名 八代企画課長、田島主任<br>※欠席委員2名 岩崎、岡部 |

### 【概要】

#### 1. 会議の目的

- ・ 前回の会議に引き続き、各委員からの意見や「当該条例に基づく実施事業」などをもとに、基本条例の見直し事項を模索する。

#### 2. 会議の内容

##### （1）小委員会意見用紙について

- ・ 別紙「まちづくり市民会議小委員会意見用紙②」に基づき、各委員から説明後、質疑応答、意見交換を行う。
- ・ 「まちづくり基本条例」の認知度を高めるため、会長が区長会等で説明してほしい。認知度、浸透度、理解度を高めることは、永遠のテーマである。
- ・ 市民に対して、「まちづくり基本条例」のアンケートを実施することにより、条例の問題点を知ること以外に、条例自体を啓蒙することができる。
- ・ 「暮らしのガイドブック」に「まちづくり基本条例」が掲載されているが、コピーして各家庭に配布してほしい。
- ・ 条例をつくる際は、専門家からの助言が必要になるが、太田市では総務課法制係が文言をチェックし、例規審査会で審議して、議会に上程することになるため、懸念はない。
- ・ 条例を血の通ったものにするため、行政や市議会の理解不足を解消する必要がある。「まちづくり基本条例」を策定した時の思いや考えが正しく伝わっていないのではないか。市議会は、この条例をもとに行政を監督・指導してほしい。
- ・ 議会は「まちづくり基本条例」を尊重しながら、市政のチェックを行ない、行政はこの条例に基づき事業を実施することが重要で、市民からそれを評価して、意見を出すことが大切である。
- ・ 「第5章財政」と「第8章地域コミュニティ」について、見直しを図る必要があると考える。地域コミュニティでは、区長会の仕組みや規則ができていないため、整理してもらえるような中身に変えたいと考えている。
- ・ 財政について、税収の範囲内の負債額にするのは、行政や議会の仕事である。財政関係の資料を見ると、税収が減ることや全ての負債額が明記されていない。

財政状況を全て発表して、こういう状況であるため、市民とともに頑張ると言うべきである。また、「貸借対照表（バランスシート）」を公開して、市民に実態の情報提供をお願いしたい。

- ・ 太田市では、バランスシートをホームページで公開し、「決算書」も情報コーナーで閲覧できる。
- ・ 行政は、住民登録をしていない人を把握できない。町内会では、住む人全員に入ってもらうため、全て把握することができる。区長も基本台帳も持っている。町内会と行政のつながりを強固にすべきである。
- ・ アンケートを配布し、回収して統計的にまとめるのは、行政をお願いしたい。まとめやすいものにするために、選択肢を多く入れた形にしたい。
- ・ 「まちづくり基本条例」は憲法であり、策定後は守ることが基本で、守れないなら、改正するべきである。この条例を勝手な判断で、歪曲して使うのは良くない。特に「第5章財政」は、年度内は赤字にならないようにするなど、変更する必要がある。条例のイメージを具体化しないと、理解できないと思う。
- ・ 道路工事をする際、区長に対して事前に説明し、地域住民を集めて検討できるなど、地域の了解をとらないと工事ができないようになっているので、「まちづくり基本条例」の「参画と協働」は生かされていると思う。
- ・ 「まちづくり基本条例」の制定により、変わったことは評価すべきである。住民からそのような評価が出てくれば良い。そのような評価は、地域コミュニティから提案できれば良い。
- ・ コミュニティは自由な参加で良いのだろうか。

## （２）まちづくり基本条例に基づく事務事業について

- ・ 事務局より、別紙「太田市まちづくり基本条例に基づく事務事業について」に基づき説明する。
- ・ 「市民憲章」はモラル・行動基準であり、「まちづくり基本条例」は、市議会で承認されたもので、具体的に守らなければならない憲法である。
- ・ 高齢者や障がい者をどのように守っていくかなど、ソフト面が記載されていない。ソフト面については、今後、第1小委員会の大きなテーマとなる。
- ・ 町内会は行政から伝達を受けるだけでなく、地域が抱える問題を区長会に提案できるようにしたい。町内会の仕組みができてないため、作成しなければならないが、参加も不参加も自由な町内会ではいけないと思う。市民生活をするうえで、町内会に参加する義務があると考えため、自治会運営にあたり、会則、予算書、決算書をつくることを義務づけたい。
- ・ 第22条「コミュニティの役割」の理念と行政が考えるコミュニティの施策に相違があるのではないか。

### (3) 今後の進め方

#### ●市民に対するまちづくり基本条例のアンケートについて

- ・アンケートを実施するか実施しないかを検討し、実施するとしたら、どのような内容にするか具体化する必要がある。今後、他の討議と並行して議論したい。

#### ●市議会議員に対するまちづくり基本条例のアンケートについて

- ・「太田まちづくり市民会議」として市議会議員にアンケートを実施できるのか事務局に確認したい。
- ・企画課と議会事務局で協議して報告したい。以前、区長会が議員個人宛に直接アンケートを実施したが、そのような形にする場合も議会事務局への確認が必要である。

#### ●条例の見直しについて

- ・「まちづくり基本条例」における運用上の問題点・課題をどうまとめるかであるが、条例の個別審議で検討していきたい。
- ・個別審議では、個別条例について各委員が問題点を絞って検討するのか、条文全体を検討するのか。条例策定当時と課題・背景が激変していると思わないため、今回、行政が執行する事業との相違点を浮き出させて、条例を変える必要があるか検討したい。

### (4) その他

- ・資料「太田市まちづくり基本条例に基づく事務事業について」は、「新生太田総合計画」などの資料と共に、個別条例を見直す際の情報（検討材料）のひとつとしたい。各事業を一つひとつ検討し、適切かどうか判断したい。
- ・「まちづくり基本条例」について、行政と議会は変えなければならないと考えているのか。
- ・行政としては「まちづくり基本条例」に基づき事業を実施しているため、解釈の問題はあると思うが、全体的に大きな問題はないと思う。
- ・「小委員会意見用紙」を活用し、11月2日（金）までに事務局に提出する。
- ・メールアドレスを事務局に連絡した委員には、意見用紙の様式を送信する。
- ・「小委員会意見用紙」は内容が同じであるため、毎回送る必要はない。今回の送信を最後とする。
- ・本日の討議に基づき、新たに発生したご意見があれば、「小委員会意見用紙」に記入し、報告してほしい。
- ・定例会（全体会議）で、各小委員会の委員長が説明資料に基づき、それぞれの内容を報告するので、他の委員会でどのようなことを討議しているかについては、その際把握することができる。

●次回会議のお知らせ

第3回 定例会

【日時】10月26日（金） 午後6時30分～

【場所】市役所10階 政策推進会議室

第3回 第3小委員会

【日時】11月21日（水） 午後6時30分～

【場所】市役所10階 政策推進会議室